

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

令和2年9月8日

-237号-

自然災害の後は、

“悪質商法注意報”



相談事例

台風の後、訪ねてきた業者に、

- ・ 「台風で屋根瓦が浮いているのですぐに修理が必要」
- ・ 「火災保険がおりれば、自己負担なく修理できる。申請はこちらで行う」と言われたので契約した。



後日知り合いの業者に見てもらうと、「修理の必要はない」と言われた…

他にも



おいた保険金が、業者に言われていた金額よりも少なかった

※保険金請求の代行手数料は、保険の対象外です

という事例もあります

自然災害の後は、それに便乗した悪質商法等によるトラブルが発生する傾向があります！

- ・ 業者に急かされても、すぐに契約はしないようにしましょう
- ・ 複数の業者から見積もりを取り、よく検討しましょう
- ・ 本当に保険が適用されるのかなどを保険会社に確認しましょう

注) うその理由で保険金を申請することはできません！

訪問販売なら
クーリング・オフ
できる場合があります！

参照：消費者庁「災害に便乗した悪質商法に注意！」

(https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_200805_02.pdf)

参照：国民生活センター「見守り新鮮情報 第371号」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

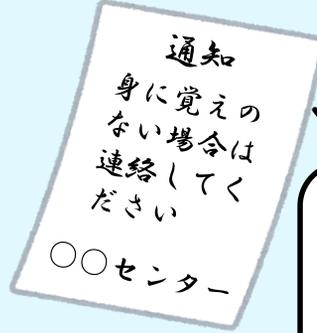
県内でも確認！

架空請求に御注意！！！！

架空請求による詐欺のハガキやメール、電話が確認されています。



〇〇サイトの利用
料金××円が未納
です。
本日中にお支払い
がなければ、携帯
電話が使用出来な
くなります。



あなたが以前利用
した運営会社から
契約不履行による
訴状が提出されま
した。



※**実在している企業をかたる**手口もあります

すぐに家族や警察等に相談を！

参照：山口県警察「防犯情報」

注意情報

騙されないで！

国勢調査を装った不審電話

【事例】（80歳代 女性）
「国勢調査」と言って電話があり、「銀行口座がいくつあ
るか」、「預金は1000万円以上あるか」と聞かれた



調査員が電話で直接個人情報などを聞くことは

ありません！！！！

不審な電話はすぐに切って、市町の国勢調査担当部署に相談しましょう

参照：国民生活センター「見守り新鮮情報 第372号」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2 →

○固定電話の場合は地域を
選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど